

第5回宇都宮市水道料金等審議会 議事録

日 時

平成19年1月23日（火） 午前10時～午前11時

会 場

宇都宮市上下水道局 5階大会議室

出席者

- ・ 委 員：石井晴夫会長，佐々木英明職務代理者，阿部将樹委員，乙貫良典委員，金枝右子委員，蕪木信一委員，神野俊彦委員，菊地久美子委員，菊地文子委員，櫛淵澄江委員，砂長 勉委員，田村宏志委員，永沼憲雄委員，安場和子委員
- ・ 市 側：上下水道事業管理者，経営担当次長，技術担当次長，経営企画課長，経営企画課経営担当主幹，企業総務課長，サービスセンター所長，工事受付センター所長，配水管理センター所長，水道建設課長，下水道建設課長，下水道施設管理課長，技術監理室長，事務局職員

傍聴者数

1 名

会議経過

1 開 会

2 審 議

(1) 議事録の公開内容について

事務局から，各委員に事前に内容を確認したうえで配付資料のとおり議事録を作成したことを説明。

会 長：すでに委員の皆様は，事務局から送付された議事録において発言内容を確認済みだと思うが，原案どおりでよろしいか。

全 員：異議なし。

会 長：それでは，事務局において原案どおり公開手続を進めていただきたい。

(2) 水道料金制度見直し等について

事務局から，資料に基づき水道料金制度の見直し等について説明。

会 長：「1 諮問事項に係る審議のまとめ」についてはこれでよいか。

全 員：異議なし。

会 長：次に「2 水道料金等審議会課題とされた事項等の整理」のうち，「(1) 1(2)の実施時期（案）」についてであるが，「①新料金表の施行時期」については県企業局からの受水単価の引き下げ時期に合わせて平成19年4月から実施するということである。「②口座振替割引制度の施行時期」と「③個別需給給水契約制度の施行時期」については，周知期間やシステムの改

修期間が必要なことから、7月使用分から実施しようとするものである。3か月でシステム改修を実施するのは担当者にとって相当大変だと思うがそれでも頑張って3か月でやるということである。実施時期についてはこの方向性でいいか。

全 員： 異議なし。

会 長： では実施時期についてはこの案で事務局で進めていただきたい。

次に「(2) 個別需給給水契約制度の名称」であるが、何か意見はないか。

A 委員： プランというのが気になるのだが、これは誰にとってのプランなのか。プランというのは計画という意味である。これは大口需要者にとっての計画なのか。例えば割引制度といったような言葉は使えないのか。

事務局： 確かにプランは計画という意味合いを持つ。この制度については渇水時期に大口需要者に一定の使用量を制限していただき、反面、給水能力の範囲内であれば過去の実績以上に使用する場合において安価で提供するというので、上下水道局にとっても大口需要者にとっても局面局面での水の使い方という意味合いでプランとつけたが、委員指摘のとおり割引制度という名称も使えないわけではないが、この制度には渇水時期に制限使用量を超えた場合超過料金が発生することも含めて名称の審議をしていただきたい。

B 委員： わかりやすさから言えば一目瞭然のA案がいいと思う。

C 委員： この制度は大口需要者にとってプラスとマイナスがあると思うが、対象者が程度限られている中で、B案やC案だと誰でも使える制度だと勘違いされるように思える。今回は制度の導入ということもあるのでA案がわかりやすいと思う。

会 長： A案という意見と割引制度という名称から大口需要者割引制度というのでも考えられるが事務局どうか。

事務局： A案の一部修正ということで大口需要者特約制度という名称を提案する。

会 長： それではA案を修正した大口需要者特約制度ということでよろしいか。

全 員： 異議なし。

会 長： 「(3) その他」については答申(案)の審議の後に詳しく説明してもらうこととする。

(3) 答申(案)について

事務局から、資料に基づき答申(案)について説明。

会 長： さきほど審議した個別需給給水契約制度の名称はどこかに入れるのか。

事務局： 理由1(3)のなお書き以降を次回までに修正する。

A 委員： 答申書の「2(1)①と②」は「2(1)アとイ」のほうがよい。それと理由書の7行目に「財政構造改革計画を推進し、水道料金の維持抑制に努めているところである。」というのは上下水道局の立場での言い方であって、審議会としては「努めていると認められる。」といった言い方になるのではないか。

事務局： 委員指摘のとおり修正する。

B 委員： 答申書の「2 見直しの必要性がある場合における具体的な水道料金制度」については、1で見直しが必要だといっているのだから「2 具体的な水道料金制度の見直しについて」でよいのではないか。

事務局： 確かに答申書の見出しとすれば委員指摘のとおりだが、この標題については市長の諮問事項に対しての答申という位置付けなので、前回の答申書も確認するが、事務局としては原案どおりとしたい。

D 委員： 理由の3行目に「未来に向かって地球環境の保全に貢献していかなければならない。」とあるが、この審議会の答申としてはずいぶんグローバルな記述になってしまうと思われるが。

事務局： 本市上下水道事業においては、昨年経営戦略プランを定めており、本市上下水道事業が達成する使命として指摘された部分を掲げていることから今回使用したものであるが、大仰にならないよう表現を修正する。

E 委員： この後の流れとして制度の周知はいつから実施するのか。

事務局： 今日この審議会で答申の方向性を決めていただき、26日に市長へ答申をした後、会長から記者発表をしてもらう。宇都宮市においては答申を受けて、3月の議会に必要な条例改正案を上程し、議会の審議を受けることとなる。そして議会において原案どおり議決されたら、4月の改正まで時間もないことから、上下水道局で独自に発行している広報紙「私たちのくらしと水」の臨時号を発行し、新聞折込で利用者への周知を図る予定である。あわせてホームページや市の広報紙「広報うつのみや」へも掲載していく。

○ 下水道事業の繰出基準の見直しについて

事務局から、下水道事業の繰出基準の見直しについて説明。

会長： それでは下水道事業においては、平成7年度の下水道使用料等審議会で採用された本市独自の繰出基準(汚水資本費の27%)については廃止し、汚水資本費の公共下水道については40%、特定環境保全公共下水道については60%を一般会計から繰り出すこととする国の繰出基準に準拠した繰出基準にすることとし、また、結果として発生した純利益については将来の企業債償還の財源に充当することとし、下水道使用料についても国が示した水準と比較し適正なものであることから、現行の下水道使用料の制度を維持するということによろしいか。

全 員： 異議なし。

会長： それでは、最後に次回の日程を事務局から説明願いたい。

事務局： 次回(第6回)はいよいよ最後の審議会となるが、3日後の1月26日(金)午後1時15分からを予定している。会場については、今までと異なり宇都宮市役所3階秘書課内にある特別会議室を予定している。内容については、当審議会における審議内容の結果としての答申書(案)の最終決定及び市長への答申である。なお、次回開催までの期間が短いことから文書による通知を割愛し、この場を持って委員の皆様にお知らせしたととさせていたきたい。

会長： それでは、以上をもって第5回宇都宮市水道料金等審議会を閉会する。

3 閉 会